

都がん検診センター統合後の
一次検診縮小について市の対応は

がん検診検討会議を設置し
各がん検診の在り方について
検討を進めている

服部ひとみ 議員(共産) 都

都立病院新改革実行プラン2018を公表し、都立病院を一般地方独立行政法人化する検討を進めているが、都立病院の基本的役割である行政的医療が継続できるか心配に思う。そこで、同法人化とはどのような手法なのか。

福祉保健部長 同法人化は、事業運営の機動性や経済性を発揮できる手法と言われているが、都立病院経営委員会から「総合的に判断すると、最も柔軟な経営形態である」との報告書が出されている。

議員 都は、多摩メディカルキャンパス整備基本構想により都がん検診センターを統合し、一次検診の縮小を計画しているが、市の対応は。

福祉保健部長 平成28年度実績で、同センターでの受診者数は7405件となっているため、統合後の検診実施については、がん検診検討会議を設置し、各がん検診の在り方について検討を進めている。伊勢丹撤退問題と中心市街地活性化計画への影響について

【案内】市議会の本会議及び委員会には公開されており、どなたでも傍聴することができます。

常任委員会の審査報告から

総務委員会

第78号議案 府中市火災共済条例を廃止する条例

この議案は、福祉の増進等に寄与することを目的に、火災等の被害を受けた者に対し、相互扶助による火災見舞金を支給する火災共済事業について、行政が取り組むべき見舞金制度としては一定の役割を終えたことに伴い、条例を廃止するもの。

質疑に対して、「今後の対応について、事業の取扱いは平成31年3月31日までとし、現在加入している方については、加入期間満了まで従前の取扱いをさせてもらいたいと思っている」等の答弁があった。

委員から、「公費負担の対象である高齢者や障がい者などに対し、今後の対策もいまま制度を終わらせることに理解を示せないため、賛成しかねる」「創設当時は重要な制度であったと思うが、現在は民間によるサービスが充実しており、行政として提供する役目は終わっていること、また、加入者が減少すると、相互扶助という概念自体が成立しないことから、本案に賛成する」等の意見があった。

審査の結果、本案については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

文教委員会

第79号議案 府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この議案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

主な改正内容として、「家庭的保育事業者等は、保育所、幼稚園、または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければならない」としていたものを要件の緩和により、連携施設の確保を含め、その他の必要な措置を講じなければならないものに改める」「家庭的保育事業として認可を受けた施設等については、食事を自園で調理する体制の確保に努めることを前提に、自園調理に関する規定の適用を条例施行日から起算して10年間の猶予とする」等の説明があった。

質疑に対して、「保育園等から保育の提供を確保することが難しい状況の中、それ以外の小規模保育事業所等と協力を行うことで、連携施設の確保に代える形になる」「本市における家庭的保育事業1施設については、既に自園調理を行っている」等の答弁があった。審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

厚生委員会

第82号議案 府中市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

この議案は、市内3か所の高齢者在宅サービスセンターのうち、市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンターを廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。主な改正内容として、「稼働率の低下などを踏まえ、介護保険サービスを提供する事業者不足を補完する施設としての役割を終えたものと判断し、平成32(2020)年度末に廃止する」「特に利用者が少ない認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業を先行して廃止する」等の説明があった。

質疑に対して、「30年度中に廃止する認知症対応型の通所介護については、現在、利用者が他の事業所への移行などに拒否を示していないため、円滑な移行ができるものと認識している。また、32(2020)年度末に廃止する一般の通所介護についても、関係する職員等と状況を確認しながら、円滑に移行できるように事業者に求めていきたい」等の答弁があった。

審査の結果、本案については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

建設環境委員会

第83号議案 府中市立公園条例の一部を改正する条例

この議案は、都市公園法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

主な改正内容として、「都市公園法第7条の規定に基づき、都市公園における占用物件の許可の対象が保育所、その他の社会福祉施設で、同法施行令で定めるものが追加されたため、本市においても同様の措置を講ずる」等の説明があった。

質疑に対して、「その他に当たる代表的なものとしては、学童クラブ、老人デイサービスセンター、障害者支援施設などがある」「第一学童クラブの児童数増加に伴う狭あい化対策として、寿中央公園の一角に仮設建築物を設置する計画がある」「今後の予定について、現段階では学童クラブ以外の相談等はない」等の答弁があった。

委員から、「大きな公園があるから建てるという考えではなく、時代のニーズに合った計画に基づき、この条例改正によって多角的な考えを持てるよう進めることを要望し、本案に賛成する」等の意見があった。審査の結果、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。

特別委員会の中継報告から

基地等跡地対策特別委員会

調布基地跡地の状況について、調布飛行場における家用機運行自粛要請解除後、平成30年10月に初の飛行があり、11月末時点で延べ22機、計30回の飛行があった。府中基地跡地留保地の状況については、30年11月の第7回市基地跡地留保地利用計画検討協議会で議論され、土地利用目標(案)においては、緑豊かなまちなどの本市の持つブランド力を高めるエリアとするなどとしている。

また、小金井街道における歩行者空間の課題における対応状況について、国から、利用計画の策定に先行して歩行者空間を拡幅するためには、拡幅する区画を示すとともに、将来的に市が道路法上の道路とすることを明確にすることが必要であると示されたことから、自転車歩行者専用道路として位置付ける方向で検討を進めているなどの報告があり、これを了承した。

市庁舎建設特別委員会

市庁舎建設工事の発注に係る基本的な方針として、既存庁舎解体工事及び「おもや」と「はなれ」の建設工事において、それぞれの工期による分割は行わないものとし、また、電気設備や機械設備等の工事を工種ごとに分離せず、全体の工事を一括して発注することとする。なお、円滑な工事体制に支障のない範囲で実施が可能な工事については、地域経済の振興の観点から、市内業者などの受注機会に配慮し、分離して発注することとする。

敷地拡張の進捗状況について、庁舎北側3棟における解体工事の受託業者が決定したことから、平成30年12月から31年3月までの期間において工事を実施し、終了後には速やかに埋蔵文化財発掘調査に着手できるよう準備を進めるなどの報告があり、これを了承した。

学校施設老朽化対策特別委員会

市学校施設改築・長寿命化改修計画(仮称)について、平成30年9月に市学校施設老朽化対策推進協議会から素案の答申があった。素案の内容については、全6章で構成され、学校施設の老朽化に関する現状と課題、老朽化対策の進め方、各学校における老朽化対策の実施に当たっての整備方針などとなっている。

また、学校施設の整備スケジュールについては、整備期間を32年間としており、整備費用は総額1180億円、1校当たり平均で約40億円と見込んでいる。今後の予定については、素案を踏まえ、教育委員会や学校関係者、地域の方々などの意見を基に、同計画案を作成するとともに、パブリックコメントを実施し、31年度に計画を策定していきたいと考えているなどの報告があり、これを了承した。